

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	S47.9.1	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	当麻町	職員数※(H19.4.1現在)	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	81円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	337
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	19
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.225
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	17.5(H19)
		経常収支比率※(%)	83.2(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	当麻町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	当麻町長 菊川健一
既存計画との関係	当麻町行財政集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	町広報誌へ掲載・町議会への報告（平成20年3月）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定への検討 ・料金の徴収強化による財源確保 ・人員の適正配置及び経費等の削減 ・信頼される安全な飲料水の供給 ・水道未加入者の加入促進

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			114	114
	補償金免除額			22	22
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	12,063	11,131	113,913	137,107
合 計 (B)		12,063	11,131	113,913	137,107
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		12,063	11,131	113,913	137,107

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道		536		536
合 計 (A)			536		536
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			536		536

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容														
財務上の特徴	<p>本町の水需用は農業用水と上水道に区分されます。上水道は昭和41年より開墾建設事業による専用水道に始まり、各地区へと拡張され、昭和56年にほぼ全町への普及に至り、現在、導・送・配水管の総延長は204kmに達しています。</p> <p>また、昭和54年から参画した愛別ダム建設事業も昭和61年度に完成し、石狩川の水利権3,000m³/日を取得、計画給水人口9,000人の水量を確保しました。平成4年から平成8年にかけて行われた、老朽石綿管等の更新にあわせて当麻山の高区配水池を増設し、配水能力の強化を図っています。</p> <p>※平成18年度決算から</p> <p>収益の増加、費用の削減とする健全経営を維持すべく収支計画に沿ってきた。総収益136,799,282円(税抜き)に対し、総費用130,807,249円(税抜き)となり、5,992,033円の純利益となっている。今年度の事業収益力は、プラス16.5%と前年比7.3%の減である。</p>														
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>料金の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金の適正化について、近隣町との比較、検討し判断していかなければならないが、現状のところ資金不足は生じていないので、今後の傾向を見て検討していく。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>料金の徴収強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住民負担の公平確保の原則に立ち、水道料金の徴収強化を図り、収納の向上に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	料金の適正化	料金の適正化について、近隣町との比較、検討し判断していかなければならないが、現状のところ資金不足は生じていないので、今後の傾向を見て検討していく。		課 題 ②	料金の徴収強化	住民負担の公平確保の原則に立ち、水道料金の徴収強化を図り、収納の向上に努める。		課 題 ③		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	料金の適正化														
料金の適正化について、近隣町との比較、検討し判断していかなければならないが、現状のところ資金不足は生じていないので、今後の傾向を見て検討していく。															
課 題 ②	料金の徴収強化														
住民負担の公平確保の原則に立ち、水道料金の徴収強化を図り、収納の向上に努める。															
課 題 ③															
課 題 ④															
課 題 ⑤															
留意事項															

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率※ (%)	96.0	99.7	99.4	108.2	103.6	107.9	112.0	111.4	111.5	113.3
総収支比率(法適用) (%)	113.5	111.4	102.7	117.2	104.6	108.7	112.6	113.5	113.5	114.5
経常収支比率(法適用) (%)	114.1	111.9	102.8	117.2	105.4	108.7	109.0	109.0	109.0	109.0
営業収支比率(法適用) (%)	123.0	125.2	121.2	131.4	121.5	125.0	120.2	121.2	121.2	121.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	18.2	6.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	8.7	6.5							
	うち基準内繰入金 (%)	1.3	1.3							
	うち基準外繰入金 (%)	7.4	5.2							
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	7.4	5.2							
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)	40.0	5.1	3.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	40.0	5.1	3.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)									
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣町の料金の比較検討と、当町の利用者の客観的かつ総合的状況で判断していかなければならないが、今後の傾向を見ながら検討していく。 ・年々有収水量は増加傾向にあるので、料金収入の増加を見込んでいる。 給水の普及促進に伴い、毎年、新築・既設家屋の改造等で、約2,000m³の有収水量の増加を見込んでいる。（普及率平成18年度 88.9%） 積算の方法は、平成18年度実績値の供給単価（約205円）に各年度の予測有収水量を乗じて算出。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ平成15年度を最後に一般会計からの繰入は無くなっている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化していく水道施設はもとより、計装機器を含めた改修及び更新を維持管理上進めていく必要がある。【更新時期は未定】
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ・町は勸奨退職制度の活用や新規採用を抑制しており、平成19年4月時点での集中改革プランによる数値目標の進捗率は76.9%と高い値を実現している。 ・町の平成11年4月1日から平成16年4月1日まで5年間の純減実績は純減数15人・削減率10.5%となっている。今後も計画的な職員数の抑制に取り組み平成22年4月1日では、平成17年4月1日と比較し12.7%、16人を削減することを目標に適切な定員管理に努める。 ・水道係は現状の職員4人体制(平成19年度に1人減)を主として、業務を遂行していく。【下水道係と連携のもと業務を遂行していく。】 ・給与の適正化に向け、町職員給与も人事院の勧告を遵守している。今後も人事院勧告等の動向を踏まえ、給与水準の適正化を進めていく。 ・給与と改革は国に準じて行っている。また、超勤手当の抑制、特殊勤務手当の廃止、さらに特別職給与の削減や管理職手当の削減、職員給料の一律3%削減を実施し、総人件費の抑制を図っている。 ・地域手当については導入していない。 ・技能労務職は在籍しておらず、今後も採用は予定していない。 ・勸奨退職時の特別昇給を実施しており、職員削減に効果をあげているが、現行要綱適用期限の平成20年度での廃止を予定している。 ・町費で福祉協会、役場親交会(町単独での互助会)及び総合検診事業に負担しているが、役場親交会に対する補助については見直しを重ね、職員1人当たり2千円にまで削減し、総合検診についても職員からの一部負担を導入するなど縮減に努めており、事業主負担は今後も適正に行っていく。
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた財源を有効に活用できるよう歳出全般の効率化を図り、経費縮減に努める。 ・物件費については、平成16年度予算化△10%を目標に削減を図っている。 ・町は事務の合理化、コストの縮減を行っているが、効率的な行政サービス向上を図るためには、さらに、広域連携による効果を求めて、行政のスリム化、コストの一層の縮減を目指し協議検討していく。 ・町は現在1施設で指定管理者制度により管理を行っているが、今後においても指定管理者制度の活用、民間委託の推進について検討していく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	・コスト意識の徹底を図り、住民負担の公平確保や受益者負担の原則に立ち、受益の度合いに応じた適正な水準への見直しに努めていく。 ・売却可能資産はありません。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	・限りある財源で効率的かつ効果的な事業の執行管理が図られるよう住民にわかりやすい指標を用いていき、改善や工夫をすべき事項を明らかにして見直していく。 ・町広報誌及び町ホームページにより、経営・財務状況を公表していく。 ・平成20年度の予算編成から、行政評価を行う予定で進めている。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	・職員4人体制を主として、人件費、事務費等の削減に努め、最少限度での業務体制を目指す。【下水道係と連携を図っていく。(兼務体制)】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の徴収強化による財源確保を図る。 ・一般会計からの繰入金なしでの業務に努める。【平成15年度まで繰入れあり】 ・有収水量は増加傾向にあるので、料金収入の増加を見込む。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
4	一般会計負担金の額	13	10	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	改善額(負担金の確保等)	5	8	18	18	18	67	0	0	0	0	0	0	
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
4	その他(有収水量の増)	127	128	126	123	125		125	126	126	126	127	127	
	改善額	3	4	2	-1	1	9	0	1	1	1	2	5	
1 職員給与費の適正化														
	職員給与費(退職手当以外)													
	改善額													
	給与水準													
	改善額													
	その他(人件費)	38	38	38	31	35		32	28	29	29	29	29	
	改善額	3	3	3	10	6	25	3	7	6	6	6	28	
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数(人)	5	6	5	4	5		4	4	4	4	4	4	
	増減数(人)	0	1	-1	-1	1	0	-1	0	0	0	0	-1	
	維持管理費等													
	改善額(適正化)													
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率	18.0	6.0	3.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	増減	-12.0	-12.0	-3.0	-3.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	企業債現在高	413	388	399	365	337		306	257	223	189	155	155	
	増減	-47	-25	11	-34	-28		-31	-49	-34	-34	-34	-34	
							計画前5年間改善額 合計	101					改善額 合計	33
													(参考) 補償金免除額	22

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
年間総有収水量(千m ³)	622	628	617	603	609	611	613	615	617	619
公称施設能力(m ³ /日)	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
1日最大配水量(m ³ /日)	3,592	3,524	3,556	3,485	3,490	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
最大稼働率(%)	99.78	97.89	98.78	96.81	96.94	97	97	97	97	97
供給単価(円/m ³)	203.35	203.00	203.54	204.54	204.88	205	205	205	204	205
給水原価(円/m ³)	211.83	203.60	204.74	189.03	197.85	190	183	184	183	181

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。